

実質化された人・農地プラン

注: 本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
菊川市	河城地区	令和3年3月17日	令和6年3月4日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	727.83 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	455.5 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	300 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	135.9 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	89.3 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	74.03 ha
(備考)	
その他情報(耕地面積に対する割合)	
荒廃農地 61.4ha(8.4%)	
田 58.25ha(20.0%) (うち荒廃農地 23.3ha/田面積に対する割合 14.7%)	
畑 232.10ha(80.0%) (うち荒廃農地 38.1ha/畑面積に対する割合 6.7%)	

注1: ③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2: ④の面積は、下記の「(参考) 中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

・河城地区の農地は、山間部の地域が多い。 ・牧之原台地の裾野で、地域内の農地の多くを茶園として開墾してきた地域となっている。 ・茶価の低迷により生計が維持できない。収益性の高い作物への転換も検討する必要がある。 ・広く開墾することができた圃場は、圃場整備事業を活用して整備しているが、多くは生産性の低い谷地田、山林原野を開墾した畑となっており、多くが傾斜地で、荒れた茶園が増えている。 ・生産性が低い谷田地域や急傾斜地の畑においては、近い将来の耕作放棄が避けられない。耕作を続ける予定の農地に支障が出ないよう、草刈りや圃場の交換を可能にするような体制が必要。 ・農道が狭く軽トラックもなかなか入れない所も多く、荒廃した農地が増えている。 ・放棄茶園、放棄水田が隣接または利用する農道にある場合、病虫害の防除が大変になることはもちろん、目的地までいけなくなる可能性がある。 ・山間部では鳥獣被害が深刻な状態となっている。 ・南部の河川周辺は水田地域となっており、水稻のほか野菜栽培も盛んに行われている。 ・今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積と、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積がはるかに上回り、その多くは山間部であるため、山間部の農地の活用、担い手の確保は最重要課題となっている。

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

河城地区の茶園利用については、耕作しやすい畑を荒廃させずに残すことができるよう、継続して残す地域を定め、重点的に対応を進めることを検討していく。そのうえで、地域の茶工場への集約を図るほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れることにより対応していく。

個々の茶工場で、将来の進方向を模索し始めており、関係機関、関係者との協力を進めていく。耕作しやすい田畑は必ず残していくよう、また、畔をとるなど効率のよい作業ができるよう、地域として協力しあう必要がある。後継者が生活できるよう、できる限り地元で消費を心がける。

河城地区内の水田利用は、水稻・野菜を栽培する中心経営体である認定農業者2427経営体に集約していくほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れの促進、認定農業者以外の地域の農業者の営農継続を図ることにより、対応していく。また、裏作の推進により、農業所得の向上を図る。

上倉沢地区では上倉沢千框保存会が3.9haを、吉沢地区では吉沢環境委員会が3.7haをそれぞれ多面的機能支払交付金に係る地域資源保全管理構想を策定しており、引き続き各団体を中心に、地域農業を保全管理していく。

潮海寺地区では、集落内の話し合いを進め、プラン内プランを策定しており、引き続き地域の担い手となる新法人への集約を基本としていく。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、1,939筆、1,447,157㎡となっている。

農地中間管理機構の活用方針

- ・経営の拡大を図る中心的経営体及び入作を希望する認定農業者や認定新規就農者に対しては、農地中間管理機構を活用して、担い手への農地の集積、集約を促す。
- ・関係機関が連携し、農地中間管理事業の促進を図るため、機構に対し情報提供と事業の協力を行う。
- ・中心的経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地中間管理機構の機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、中心的経営体への貸付を進めていく。

基盤整備への取組方針

- ・茶業経営の効率化を図るため、既に基盤整備を実施済みの地区においても、機械作業の効率化を図る茶園集積推進事業や茶園再編整備事業を活用を検討していく。
- ・水田や畑地でも、農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るための基盤整備について、地域の話し合い等により意見が醸成された集落等で活用を検討していく。

中心的経営体の育成

- ・機械作業の効率化を図るために、集積や再整備を推進していくにも中心的人材が必要なため、茶工場の集約や、法人化を地域として支援できる体制を検討していく。

新規・特産化作物の導入方針

経営の安定化を図るため、野菜等の収益性が高く、地域の環境に適する作物への転換、裏作の導入などの取り組みを進める。

注：「人・農地プラン」とは、農業者が今後の農地利用を担う中心経営体への農地の集約化に関する将来方針について話し合った結果をまとめたものです。将来方針にある事業の実施については、市の方針として決定されたものではなく、今後、地域住民・事業者・行政が連携して検証・検討を行います。